

政府対策本部長

内閣総理大臣 菅 義偉 様

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
緊急事態措置を実施すべき区域の公示に関する要請について

兵庫県は、4月5日からまん延防止等重点措置を実施すべき区域となり、県民への外出自粛要請や、飲食店への営業時間短縮の要請などを地域の状況に応じて重点的に実施し、感染拡大防止に努めてまいりました。しかしながら、本日の新規陽性者が過去最多の563人となるなど、感染の急拡大は収まらず、医療提供体制は非常にひっ迫し、通常医療にも影響が及んでいます。

このような極めて深刻な状況を踏まえ、本県と国が一体となり、最大限の感染防止対策をとることが必要であることから、本日、県新型コロナウイルス対策本部会議において、国に対し、緊急事態宣言の発出を要請することを決定いたしました。

つきましては、本県を新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域として公示されるよう、要請いたします。

令和3年4月21日

兵庫県対策本部長

兵庫県知事 井戸 敏三